

鳥取市浄化槽事業条例（平成16年条例第181号）新旧対照表 第37条関係

改正後			改正前		
<p>○鳥取市浄化槽事業条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第181号</p> <p>第1条～第16条（略） （使用料の算定方法）</p> <p>第17条 使用料の額は、次に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>（1） 鹿野区域（平成16年10月31日における鹿野町の区域をいう。以下同じ。）における使用料</p> <p>一般家庭については市長が認定する世帯及び世帯員につき、次の表に定めるところにより算定した世帯均等割と世帯員割との合計額に、一般家庭以外については市長が排水施設の使用の実態を勘案して認定した事務所又は事業所につき、次の表に定めるところにより算定した事業所等均等割と従量割との合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>			<p>○鳥取市浄化槽事業条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第181号</p> <p>第1条～第16条（略） （使用料の算定方法）</p> <p>第17条 使用料の額は、次に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>（1） 鹿野区域（平成16年10月31日における鹿野町の区域をいう。以下同じ。）における使用料</p> <p>一般家庭については市長が認定する世帯及び世帯員につき、次の表に定めるところにより算定した世帯均等割と世帯員割との合計額に、一般家庭以外については市長が排水施設の使用の実態を勘案して認定した事務所又は事業所につき、次の表に定めるところにより算定した事業所等均等割と従量割との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>		
一般家庭 (1月につき)	世帯均等割 1世帯につき2,200円	世帯員割 世帯員1人につき350円 1人増すごとに350円を加算する。ただし、世帯員数が6人を超える場合は6	一般家庭 (1月につき)	世帯均等割 1世帯につき2,200円	世帯員割 世帯員1人につき350円 1人増すごとに350円を加算する。ただし、世帯員数が6人を超える場合は6

		人とする。
一般家庭以外 (1月につき)	事業所等均等割	従量割
	1事業施設等につき排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)10m ³ まで1,200円	排除汚水量10m ³ を超えた分1m ³ につき120円

(2) 青谷区域(平成16年10月31日における青谷町の区域をいう。以下同じ。)における使用料

一般家庭については市長が認定する世帯及び世帯員につき、次の表に定めるところにより算定した世帯均等割と世帯員割との合計額に、一般家庭以外及び部落公民館等については市長が排水施設の使用の実態を勘案して認定した事業所若しくは事務所又は部落公民館等につき、次の表に定めるところにより算定した事業所等均等割と従量割との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

一般家庭 (1月につき)	世帯均等割	世帯員割
	1世帯につき1,600円	世帯員1人につき400円
一般家庭以外 (1月につき)	事業所等均等割	従量割
	1事業施設等につき3,000円	排除汚水量1m ³ につき60円
部落公民館等 (1月につき)	2,000円	排除汚水量1m ³ につき60円

第17条第2項(略)

第18条～第32条(略)

		人とする。
一般家庭以外 (1月につき)	事業所等均等割	従量割
	1事業施設等につき排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)10m ³ まで1,200円	排除汚水量10m ³ を超えた分1m ³ につき120円

(2) 青谷区域(平成16年10月31日における青谷町の区域をいう。以下同じ。)における使用料

一般家庭については市長が認定する世帯及び世帯員につき、次の表に定めるところにより算定した世帯均等割と世帯員割との合計額に、一般家庭以外及び部落公民館等については市長が排水施設の使用の実態を勘案して認定した事業所若しくは事務所又は部落公民館等につき、次の表に定めるところにより算定した事業所等均等割と従量割との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

一般家庭 (1月につき)	世帯均等割	世帯員割
	1世帯につき1,600円	世帯員1人につき400円
一般家庭以外 (1月につき)	事業所等均等割	従量割
	1事業施設等につき3,000円	排除汚水量1m ³ につき60円
部落公民館等 (1月につき)	2,000円	排除汚水量1m ³ につき60円

第17条第2項(略)

第18条～第32条(略)